

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正の趣旨

保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）の開設者並びに保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）は、診療報酬や調剤報酬を請求する前提として、健康保険法（大正11年法律第70号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）等の関係法令を熟知することが必要である。

そのため、これまでも保険医等の新規登録時、保険医療機関等の新規開設時の集団指導や個別指導等で関係法令等の周知を実施してきたところであるが、より一層個々の保険医療機関等の開設者や保険医等の自覚を高めるための取組の一環として、保険医療機関等の指定申請書、保険医等の登録申請書及び保険医等の登録票の様式を改正する。

2. 改正の内容

- 保険医療機関等の指定申請書や保険医等の登録申請書に、保険診療や保険調剤を行うに当たっては、健康保険法等の関係法令をよく理解し、遵守することを申し添える旨の文言を追加。
- 保険医等の登録表に裏面を追加し、登録表の管理、登録事由の変更に係る届出の手續等の留意事項を記載する。
- その他、所要の措置を講ずる。

3. 根拠法令

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第8条

4. 施行期日等

公布日：平成25年3月上旬（予定）

施行日：平成25年4月1日